

## 「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」に対する声明

孤独死が相次ぐ中、不幸の連鎖を防ぐ。この取り組みの中で、ガイドラインの内容は孤独死で悲しむご遺族を追い詰めるようなことがないか懸念しています。

孤独死を取り巻く状況においては、特殊清掃の依頼者は 8 割以上が孤独死のご遺族か、その連帯保証人という状況です。

ご遺族に原状回復費用のほか家賃保証などの金銭的負担を強いる事例もあり、孤独死の予防の重要性や、金銭的負担を軽減できる保険の重要性は日々刻々と増しています。

特殊清掃の定義が定まらない中で、孤独死にまつわる死の告知の基準として特殊清掃の有無を重要な判断基準とする内容は控えるべきだと考えますが、ガイドラインの発行は意義があり今後も発展を望んでいます。当社はガイドラインに接する特殊清掃業という立場から貢献してまいります。

- ・特殊清掃を定義できるよう、業界としてのルール作りを進める事に貢献します。  
ルール作りを進める上で、特殊清掃資格の制定や活用について優れた手段だと認識しています。業界団体や協会に働きかけてまいります。

当社は、孤独死が相次ぐ状況を防ぎ、不幸の連鎖を防ぐ。この事が何よりも重要であると考えます。孤独死という社会問題には迅速な対応が必要であり、情報提供や啓発活動を積極的に行ってまいります。

2022 年 2 月 14 日

A-LIFE 株式会社 代表取締役 亀澤 範行